

議案第 88 号

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

条例 別記のとおり

令和 2 年 9 月 1 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に係る研修について、中核市の長が実施する研修を追加したいので、この案を提出するものである。

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。